介護老人保健施設
グリーンビュー希望ヶ丘　のご案内
（重要事項説明書）

（令和８年８月１日現在）

（１）施設の概要

＊施設名	グリーンビュー希望ヶ丘
＊開設年月日	平成１０年１１月２０日
＊所在地	八女市吉田 2221-2
＊電話番号	0943-25-2588
＊Fax 番号	0943-23-5500
＊管理者名	犬丸　雅比古
＊介護保険指定番号	介護老人保健施設（4052180090）

（２）介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保険施設サービスを提供することで、利用者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、「１日でも早く家庭での生活に戻ることができるよう」に支援すること、また、利用者が居宅での生活を１日でも長く継続できるように、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）や、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）等のサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に添って、当施設では以下のような「運営の方針」を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

【介護老人保健施設グリーンビュー希望ヶ丘の運営方針】

① 介護を要する病弱な利用者を対象として、一定期間施設に入所又は通所させ、介護および機能訓練等の療養を行う。
② 利用者の自立を支援し、再び家庭へ復帰させることを目的とする。
③ 利用者の人間性を尊重し、状況に応じた療養･介護サービスを提供し、ご家族と共に利用者の自立・家庭復帰を目指す。

（３）施設の職員体制

職　種	常　勤	非常勤	夜　間	業　務　内　容
医　　師	1名以上			診療方針に基づく指示･管理
看護職員	10名以上		1名	医師の指示に基づく病状の管理･ケア
介護職員	26名以上		4名	日常生活のケア及び家族への介護指導
支援相談員	1名以上			利用者家族の相談窓口・社会資源の情報提供
理学療法士 作業療法士	9名以上			機能訓練及び生活環境の整備･支援
管理栄養士	1名以上			適切な食事の提供及び栄養指導
介護支援専門員	1名以上			施設サービス計画の作成及び管理
事務職員	3名以上			施設の窓口・保険請求などの事務手続き

（４）入所定員等　　＊定員　　１００名

＊療養室

個室　　５室

２人室　　５室

３人室　　７室

４人室　１６室

（５）通所定員　　＊定員　　５０名

【別紙 2】

介護予防短期入所療養介護及び
短期入所療養介護について

１．介護保険被保険者証の確認

ご利用のお申し込みに当たり、ご利用希望者の介護保険被保険者証を確認させていただきます。

２．短期入所療養介護の概要

介護予防短期入所療養介護及び短期入所療養介護（以下「短期入所療養介護」という）は、要介護者及び要支援者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画及び介護予防サービス支援計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話を行い、利用者の療養生活の質の向上及び利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るために提供されます。

このサービスを提供するにあたっては、利用者に係るあらゆる職種の職員の協議によって、短期入所療養介護計画が作成されますが、その際、利用者・扶養者（ご家族）の希望を十分に取り入れ、又､計画の内容については同意をいただくようになります。

３．利用料金

別紙（３）料金表を御参照してください。

支払方法

・毎月１５日までに、前月分の請求書を発行いたしますので、その月の末日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
・お支払い方法は、現金、銀行振込等が出来ます。利用申し込み時にご相談ください。

４．サービス内容

① 短期入所療養計画の立案
② 食事
③ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。但し、身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
④ 医学的管理・看護
⑤ 介護サービス
⑥ 機能訓練（リハビリテーション・レクリエーション）
⑦ 相談援助サービス
⑧ 理美容サービス
⑨ 行政手続代行
⑩ その他

＊これらのサービスの中には、利用者の方から基本料金と別に利用料をいただくこともありますので、具体的にご相談ください。

５．協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関・歯科医療機関にご協力いただき利用者様の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・協力医療機関

（１）名称　　医療法人柳育会　　八女リハビリ病院
　　所在地　　八女市吉田２２２０－１
（２）名称　　医療法人柳育会　　柳病院
　　所在地　　八女市吉田２－１

・協力歯科医療機関

・名称　　医療法人柳育会　八女リハビリ病院
　　所在地　　八女市吉田２２２０－１

※緊急時の連絡先

尚、緊急の場合には、「同意書」にご記入頂いた連絡先に連絡致します。

６．施設利用にあたっての遵守事項

① 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置付けられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事のお持ち込みはご遠慮いただきます。

② 病状の悪化等、緊急に医療機関等への受診を必要とする場合、ご家族への連絡が後になることもあります。御了承下さい。尚、入院された場合、当施設は退所となります。

③ 外出時等に，施設の医師に無断で他の医療施設にかからないで下さい。（医師の紹介状が必要です。）

④ 喧嘩・口論・泥酔及び楽器等により騒音を起さないで下さい。

⑤ 当施設は敷地内含め全面禁煙です。

⑥ 施設の設備・備品に損害を与えないで下さい。

⑦ 盗難防止のため、貴重品・多額の現金の持ち込みはしないで下さい。

⑧ 宗教・習慣を他人に強要しないで下さい。

⑨ 所持品・備品等の持ち込みについては、事前にご相談ください。

⑩ 施設の利用にあたっては、医師、看護師、介護職員、その他の職員の指示に従って下さい。

７．非常災害対策

スプリンクラー、消化器、避難用スベリ台、自動火災報知機、誘導灯、非常灯、補助散水栓、連結放水口

８．禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活をおくっていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

９．要望及び苦情等の相談

要望及び苦情は、計画担当介護支援専門員か苦情処理担当職員（事務長、看護長、支援相談員）にお気軽にご相談ください。

また、ロビー階事務室に備え付けの「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

TEL：0943－25－2588（8：30～17：30 迄）

その他、介護保険サービス利用に関する苦情・相談、疑問を市区町村、国保連合会で受け付けています。

○・(八女)八女市役所　介護長寿課
TEL：0943－23－1353　　住所：八女市本町 647 番地

・(筑後)筑後市役所　高齢者支援課介護保険係
TEL：0942-53-4115　　住所：筑後市山ノ井 898

・(柳川/大木/広川支部)介護保険広域連合
TEL：0944-75-6301　住所：柳川市三橋町正行 431

・(久留米)久留米市役所介護保険課
TEL：0942-30-9205　住所：久留米市城南町 15 番地 3

○福岡県国民健康保険団体連合会
TEL：092－642－7800　住所：福岡市博多区吉塚本町 13-47

10. 初回利用当日に持参していただくもの(別紙あり)

①介護保険被保険者証、介護保険負担割合証
②健康保険被保険者証【後期高齢者医療被保険者証】
③健康手帳
④身体障害者手帳　(お持ちの方のみ)
⑤障害者医療証　(身体障害者手帳の 1 級及び 2 級の方)
⑥特定疾患医療受給者証
⑦介護保険負担限度額認定証
⑧同意書（捺印を忘れないで下さい。シャチハタは使用できません。）

11. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意しておりますので、ご請求ください。

施設ご利用に関しての、ご見学、お問い合わせ等ございましたら当施設までご連絡下さい。

電話 0943－25－2588（8：30～17：30 迄）

【別紙３】

介護老人保健施設　グリーンビュー希望ヶ丘　料金表

令和8年8月1日以降

★介護予防短期入所療養介護（1割負担の方）

「1日あたり」　【相部屋の場合】　単位　円

料金区分		要支援1	要支援2
基本料金	介護予防短期入所療養介護費	613	774
	個別リハビリ実施加算	240	
	夜間体制加算	24	
保険外自己負担	滞在費	430	
	食事代	1,600（朝　450　昼　580　夜　570）	
	日常生活品代	300	
合計		3,207	3,368

「1日あたり」　【個室の場合】　単位　円

料金区分		要支援1	要支援2
基本料金	介護予防短期入所療養介護費	579	726
	個別リハビリ実施加算	240	
	夜間体制加算	24	
保険外自己負担	滞在費	1,760（テレビ電気代込み）	
	食事代	1,600（朝　450　昼　580　夜　570）	
	日常生活品代	300	
合計		4,503	4,650

★短期入所療養介護（1割負担の方）

「1日あたり」　【相部屋ご利用の場合】　単位　円

料金区分		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本料金	短期入所療養介護費	830	880	944	997	1,052
	個別リハビリ実施加算	240				
	夜勤体制加算	24				
保険外自己負担	滞在費	430				
	食費	1,600（朝　450　昼　580　夕　570）				
	日常生活品代	300				
合計		3,424	3,474	3,538	3,591	3,646

「1日あたり」　【個室ご利用の場合】　単位　円

料金区分		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本料金	短期入所療養介護費	753	801	864	918	971
	個別リハビリ実施加算	240				
	夜勤体制加算	24				
保険外自己負担	滞在費	1,760（テレビ電気代込み）				
	食費	1,600（朝450　昼580　夕570）				
	日常生活品代	300				
合計		4,677	4,725	4,788	4,842	4,895

※料金は、介護負担割合に応じて、2割負担の場合2を、3割負担の場合3を乗じた金額になります。

介護老人保健施設
グリーンビュー希望ヶ丘

【別紙３】

介護老人保健施設　グリーンビュー希望ヶ丘　料金表

令和8年8月1日以降

【加算料金】　　単位　円

療養食加算(1回につき)	療養食を提供する場合	8	
送迎（片道）	自宅から事業所までの送り迎え	184	
緊急時施設療養費	緊急的な治療を行った場合	518	
重度療養管理加算	要介護4及び5の方で医学的な管理、処置が必要な場合	120	
認知症行動・心理症状緊急対応加算	認知症の行動により在宅生活が困難となり緊急に受け入れた場合(7日上限)	200	
緊急短期入所受入加算	要介護の方で緊急的な短期入所を受け入れた場合（7日を限度）	90	
在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）	在宅復帰を目指した施設運営が一定基準を超えた場合	51	
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症の方を受入れサービスを提供する体制を整備した場合	120	
総合医学管理加算	医師が診療計画に基づき検査等を行い、かかりつけ医に情報提供を行った場合	275	
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	（Ⅱ）の要件を満たし、データにより業務改善の取り組み成果を確認	100	
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	見守り機器を1つ以上導入し、効果を示すデータを提出	10	
口腔連携強化加算	口腔の評価を歯科医療機関及び介護支援専門員へ情報提供した場合	50	
サービス提供体制強化加算	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22	
	サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	18	
介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	保険給付対象合計料金の69/1000を加算		

※必要に応じて、上記の加算サービスを提供した場合、加算されます。

【その他の加算料金】　　単位　円

洗濯代	コインランドリー	100/回
	職員委託	100/kg（税込）
電気代	電気毛布	100/日（税込）
	テレビ・ラジオ・アンカ	50/日（税込）
理美容代	カット	実費
	洗髪	
	顔・髭剃り	
	毛染め	
	パーマ	
レクレーション材料費		実費

※　日常生活品代については、施設利用時の石鹸、シャンプー、コップ、歯ブラシ、歯磨き粉、清拭タオル、ティッシュペーパー、おしぼり等にかかる費用となります。また、利用者様の、特段の事情がない限り、施設で準備するものをご利用いただきます。

介護老人保健施設
グリーンビュー希望ヶ丘

【別紙３】

介護老人保健施設　グリーンビュー希望ヶ丘　料金表

令和8年8月1日以降

★介護予防短期入所療養介護（2割負担の方）

「1日あたり」　**【相部屋の場合】**　単位　円

料金区分		要支援1	要支援2
基本料金	介護予防短期入所療養介護費	1,226	1,548
	個別リハビリ実施加算	480	
	夜間体制加算	48	
保険外自己負担	滞在費	430	
	食事代	1,600（朝　450　昼　580　夜　570）	
	日常生活品代	300	
合計		**4,084**	**4,406**

「1日あたり」　**【個室の場合】**　単位　円

料金区分		要支援1	要支援2
基本料金	介護予防短期入所療養介護費	1,158	1,452
	個別リハビリ実施加算	480	
	夜間体制加算	48	
保険外自己負担	滞在費	1,760	
	食事代	1,600（朝450　昼580　夜　570）	
	日常生活品代	300	
合計		**5,346**	**5,640**

★短期入所療養介護（2割負担の方）

「1日あたり」　**【相部屋ご利用の場合】**　単位　円

料金区分		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本料金	短期入所療養介護費	1,660	1,760	1,888	1,994	2,104
	個別リハビリ実施加算	480				
	夜勤体制加算	48				
保険外自己負担	滞在費	430				
	食費	1,600（朝450　昼580　夜570）				
	日常生活品代	300				
合計		**4,518**	**4,618**	**4,746**	**4,852**	**4,962**

「1日あたり」　**【個室ご利用の場合】**　単位　円

料金区分		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本料金	短期入所療養介護費	1,506	1,602	1,728	1,836	1,942
	個別リハビリ実施加算	480				
	夜勤体制加算	48				
保険外自己負担	滞在費	1,760				
	食費	1,600（朝450　昼580　夜570）				
	日常生活品代	300				
合計		**5,694**	**5,790**	**5,916**	**6,024**	**6,130**

介護老人保健施設
グリーンビュー希望ヶ丘

【別紙３】

介護老人保健施設　グリーンビュー希望ヶ丘　料金表

令和8年8月1日以降

【加算料金】

単位　円

療養食加算(1回につき)	療養食を提供する場合	16	
送迎(片道)	自宅から事業所までの送り迎え	368	
緊急時施設療養費	緊急的な治療を行った場合	1036	
重度療養管理加算	要介護4及び5の方で医学的な管理、処置が必要な場合	240	
認知症行動・心理症状緊急対応加算	認知症の行動により在宅生活が困難となり緊急に受け入れた場合(7日上限)	400	
緊急短期入所受入加算	要介護の方で緊急的な短期入所を受け入れた場合(7日を限度)	180	
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)	在宅復帰を目指した施設運営が一定基準を超えた場合	102	
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症の方を受入れサービスを提供する体制を整備した場合	240	
総合医学管理加算	医師が診療計画に基づき検査等を行い、かかりつけ医に情報提供を行った場合	550	
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	(Ⅱ)の要件を満たし、データにより業務改善の取り組み成果を確認	200	
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	見守り機器を1つ以上導入し、効果を示すデータを提出	20	
口腔連携強化加算	口腔の評価を歯科医療機関及び介護支援専門員へ情報提供した場合	100	
サービス提供体制強化加算	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	44	
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	36	
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	保険給付対象合計料金の69/1000を加算		

※必要に応じて、上記の加算サービスを提供した場合、加算されます。

【その他の加算料金】

単位　円

洗濯代	コインランドリー	100/回
	職員委託	100/kg(税込)
電気代	電気毛布	100/日(税込)
	テレビ・ラジオ・アンカ	50/日(税込)
理美容代	カット	実費
	洗髪	
	顔・髭剃り	
	毛染め	
	パーマ	
レクレーション材料費		実費

※　日常生活品代については、施設利用時の石鹸、シャンプー、コップ、歯ブラシ、歯磨き粉、清拭タオル、ティッシュペーパー、おしぼり等にかかる費用となります。また、利用者様の、特段の事情がない限り、施設で準備するものをご利用いただきます。

介護老人保健施設
グリーンビュー希望ヶ丘

【別紙３】

介護老人保健施設　グリーンビュー希望ヶ丘　料金表

令和8年8月1日以降

★介護予防短期入所療養介護（3割負担の方）

「1日あたり」　**【相部屋の場合】**　単位　円

料金区分		要支援1	要支援2
基本料金	介護予防短期入所療養介護費	1,839	2,322
	個別リハビリ実施加算	720	
	夜間体制加算	72	
保険外自己負担	滞在費	430	
	食事代	1,600（朝450　昼580　夜570）	
	日常生活品代	300	
合計		**4,961**	**5,444**

「1日あたり」　**【個室の場合】**　単位　円

料金区分		要支援1	要支援2
基本料金	介護予防短期入所療養介護費	1,737	2,178
	個別リハビリ実施加算	720	
	夜間体制加算	72	
保険外自己負担	滞在費	1,760（テレビ電気代込）	
	食事代	1,600（朝450　昼580　夜570）	
	日常生活品代	300	
合計		**6,189**	**6,630**

★短期入所療養介護（3割負担の方）

「1日あたり」　**【相部屋ご利用の場合】**　単位　円

料金区分		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本料金	短期入所療養介護費	2,490	2,640	2,982	2,991	3,156
	個別リハビリ実施加算	720				
	夜勤体制加算	72				
保険外自己負担	滞在費	430				
	食費	1,600（朝450　昼580　夜570）				
	日常生活品代	300				
合計		**5,612**	**5,762**	**6,104**	**6,113**	**6,278**

「1日あたり」　**【個室ご利用の場合】**　単位　円

料金区分		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本料金	短期入所療養介護費	2,259	2,403	2,592	2,754	2,913
	個別リハビリ実施加算	720				
	夜勤体制加算	72				
保険外自己負担	滞在費	1,760（テレビ電気代込）				
	食費	1,600（朝450　昼580　夜570）				
	日常生活品代	300				
合計		**6,711**	**6,855**	**7,044**	**7,206**	**7,365**

介護老人保健施設
グリーンビュー希望ヶ丘

【別紙３】

介護老人保健施設　グリーンビュー希望ヶ丘　料金表

令和8年8月1日以降

【加算料金】

単位　円

療養食加算(1回につき)	療養食を提供する場合	24	
送迎(片道)	自宅から事業所までの送り迎え	552	
緊急時施設療養費	緊急的な治療を行った場合	1554	
重度療養管理加算	要介護4及び5の方で医学的な管理、処置が必要な場合	360	
認知症行動・心理症状緊急対応加算	認知症の行動により在宅生活が困難となり緊急に受け入れた場合(7日上限)	600	
緊急短期入所受入加算	要介護の方で緊急的な短期入所を受け入れた場合(7日を限度)	270	
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)	在宅復帰を目指した施設運営が一定基準を超えた場合	153	
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症の方を受入れサービスを提供する体制を整備した場合	360	
総合医学管理加算	医師が診療計画に基づき検査等を行い、かかりつけ医に情報提供を行った場合	825	
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	(Ⅱ)の要件を満たし、データにより業務改善の取り組み成果を確認	300	
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	見守り機器を1つ以上導入し、効果を示すデータを提出	30	
口腔連携強化加算	口腔の評価を歯科医療機関及び介護支援専門員へ情報提供した場合	150	
サービス提供体制強化加算	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	66	
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	54	
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	保険給付対象合計料金の69/1000を加算		

※必要に応じて、上記の加算サービスを提供した場合、加算されます。

【その他の加算料金】

単位　円

洗濯代	コインランドリー	100/回
	職員委託	100/kg(税込)
電気代	電気毛布	100/日(税込)
	テレビ・ラジオ・アンカ	50/日(税込)
理美容代	カット	実費
	洗髪	
	顔・髭剃り	
	毛染め	
	パーマ	
レクレーション材料費		実費

※　日常生活品代については、施設利用時の石鹸、シャンプー、コップ、歯ブラシ、歯磨き粉、清拭タオル、ティッシュペーパー、おしぼり等にかかる費用となります。また、利用者様の、特段の事情がない限り、施設で準備するものをご利用いただきます。

介護老人保健施設
グリーンビュー希望ヶ丘

令和3年8月から負担限度額認定の制度が変わりました

介護保険制度改正に伴い、「介護保険負担限度額認定」を受けることができる要件、及び食費に係る自己負担限度額が、令和3年度（令和3年8月1日）から次の通り変更となります。

変更点① 対象となる方の要件について

・利用者負担第3段階が①と②に細分化され、それぞれに収入等の金額が設定されます。
・預貯金等について、一律1,000万円（夫婦は2,000万円）以下から、本人の収入等に応じた金額に変更されます。（変更は下線部）

利用者負担段階	所得要件		資産要件
第1段階	生活保護受給者		かつ、預貯金等が単身で 1,000万円（夫婦で2,000万円）以下
	世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む）が市民税非課税	老齢福祉年金受給者	
第2段階		本人の年金収入額 ＋ その他の合計所得金額が80万円以下	かつ、預貯金等が単身で650万円（夫婦で1,650万円）以下
第3段階①		本人の年金収入 ＋ その他の合計所得金額が80万円超 120万円以下	かつ、預貯金等が単身で550万円（夫婦で1,550万円）以下
第3段階②		本人の年金収入 ＋ その他の合計所得金額が 120万円超	かつ、預貯金等が単身で500万円（夫婦で1,500万円）以下

※年金収入額には老齢年金などの課税年金だけではなく、非課税年金（遺族年金、障害年金）も含みます。
※その他の合計所得は譲渡所得に係る特別控除額を差し引いた額を用います。
※その他の合計所得金額に給与所得が含まれている場合には、10万円控除されます。所得金額調整控除がある場合は、その控除額を加えた額から10万円が控除されます。（控除後の額が0円を下回る場合は、合計所得金額を0円とする）。
※65歳未満の人（第2号被保険者）の人は、収入等に関係なく、預貯金等の合計は1,000万円（夫婦は2,000万円）以下となります。

変更点② 食費の費用負担額について

・標準的な費用の額(基準費用額)は1,545円となります。
・施設入所時と短期入所（ショートステイ）利用時で食費の費用負担額が変わります。

負担限度額認定の段階	食費		居住費（滞在費）			
	施設サービス	短期入所サービス	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
第1段階	300 円	300 円	880 円	550 円	550 円 （380 円）	0 円
第2段階	390 円	600 円	880 円	550 円	550 円 （480 円）	430 円
第3段階①	680 円	1,030 円	1,370 円	1,370 円	1,370 円 （880 円）	430 円
第3段階②	1,420 円	1,360 円	1,470 円	1,470 円	1,470 円 （980 円）	430 円

※カッコ内は特別養護老人ホームと短期入所生活介護を利用した場合の負担限度額です。

【別紙４】

個人情報の取扱いに関して施設からのお願い

介護老人保健施設
グリーンビュー希望ヶ丘
施設長　犬丸　雅比古

当施設では、利用者様及びそのご家族様の個人情報は重要な管理すべき情報であると認識しております。
つきましては、以下の項目に関してご承諾を頂きたいと考えております。
なお、収集した個人情報に関する利用目的と基本方針に関しましては、掲示している当施設の【基本方針】と【利用目的】をご覧下さい。

介護・診療情報の提供

◆ ご自身の症状やケアについて質問や不安がおありになる場合は、遠慮なく、施設職員に質問し、説明を受けてください。この場合には、特別の手続きは必要ありません。

介護・診療情報の開示

◆ ご自身の介護・診療記録の閲覧や謄写をご希望の場合は、遠慮なく職員にご相談ください。

個人情報の内容訂正・利用停止

◆ 個人情報とは、氏名、住所等の特定の個人を識別できる情報を言います。
◆ 当施設が保有する個人情報（介護・診療記録等）が事実と異なるとお考えになる場合は、内容の訂正・利用停止を求めることができます。職員にお申し出下さい。調査の上対応いたします。

個人情報の利用目的

◆ 個人情報は以下の場合を除き、本来の利用目的の範囲を超えて利用いたしません。
◆ サービス提供のために利用する他、施設運営、教育・研修、行政命令の尊守、他の医療・介護・福祉施設との連携などのために、個人情報を利用することがあります。また、外部機関による施設評価、学会や出版物等で個人名が特定されないかたちで報告することがあります。
◆ 当施設は介護職等の研修施設に指定されており、研修・養成の目的で、介護・医療専門職等の学生が、診療、看護、介護などに同席する場合があります。

ご希望の確認と変更

◆ 居室における氏名の掲示を望まない場合は、お申し出下さい。但し、事故防止・安全確保のためには、氏名の掲示が望ましいです。
◆ レクレーション等に関して、氏名、写真を掲示することがあります。掲示を望まない場合には、お申し出下さい。
◆ 電話あるいは面会者からの、部屋番号等の問い合わせへの回答を望まない場合には、お申し出下さい。
◆ 一度出されたご希望を、いつでも変更することが可能です。お気軽にお申し出下さい。

相談窓口

◆ ご質問やご相談は、各部署責任者または支援相談員までお申し出下さい。個別にご回答いたします。

介護老人保健施設グリーンビュー希望ヶ丘
介護予防短期入所療養介護及び 短期入所療養介護
利用約款

（約款の目的）

第１条　介護老人保健施設グリーンビュー希望ヶ丘（以下「当施設」という）は、要支援・要介護状態と認定された利用者（以下「利用者」という）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、介護予防短期入所療養介護及び短期入所療養介護サービス（以下「短期入所療養介護サービス」という）を提供し、一方、利用者及び利用者を扶養するもの（以下「扶養者」という）は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

（適用の期間）

第２条　本約款は、利用者が「介護老人保健施設短期入所療養介護利用同意書」を当施設に提出した時から効力を有します。但し、扶養者に変更があった場合は、新たに同意を得ることします。

２　利用者は、前項に定める事項の他、本約款、別紙１、２、３及び４の改訂が行われない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします。

（利用者からの解除）

第３条　利用者及び扶養者は、当施設に対し、退所の意志表明をすることにより、利用者の居宅サービス計画にかかわらず、本約款に基づく入所利用を解除・終了することができます。

（当施設からの解除）

第４条　当施設は､利用者及び扶養者に対し､次に掲げる場合には、本約款に基づく入所利用を解除・終了することができます。

①　利用者が要介護認定において、自立と認定された場合。

②　利用者の居宅介護サービス計画が作成されている場合には、その計画で定められた当該利用日数を満了した場合。

③　利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な短期入所療養介護サービスの提供を超えると判断された場合。
④　利用者及び扶養者が、本約款に定める利用料金を３ヶ月分以上滞納し、その支払いを督促したにもかかわらず２週間以内に支払われない場合。
⑤　利用者が、当施設、当施設の職員または他の入所者に対して、利用継続が困難となる程度の背信的又は反社会的行為を行った場合。
⑥　天災、災害、施設･設備の故障その他、やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合。

（利用料金）

第５条　利用者及び扶養者は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく短期入所療養介護サービスの対価として、別紙３の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。

２　当施設は、利用者及び扶養者が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月１５日までに送付し、利用者及び扶養者は、連帯して施設に対し、当該合計額をその月の末日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。

３　当施設は、利用者及び扶養者から１項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者及び扶養者が指定する送付先に対して、領収書を送付します。

（記録）

第６条　当施設は、利用者の短期入所療養介護サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後２年間は保管します。

２　当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則としてこれに応じます。但し、扶養者その他の者（利用者の代理人を含みます）に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限りこれに応じます。

（身体の拘束）

第７条　当施設は、原則として利用者に対し、身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等、緊急やむを得ない場合は、施設管理者または施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

（秘密の保持及び個人情報の保護）

第８条　当施設とその職員は､当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は扶養者若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙４のとおり定め、適切に取り扱います。

また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき業務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。

①　サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
②　居宅介護支援事業所との連携
③　利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
④　利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
⑤　生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

２　前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取り扱いとします。

（緊急時の対応）

第９条　当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診を必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

２　当施設は利用者に対し、当施設における短期入所療養介護サービスでの対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。

３　前２項の他、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した

場合、当施設は利用者及び扶養者が指定する者に対し、緊急に連絡します。

（事故発生時の対応）

第１０条　サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

２　施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。

３　前２項のほか、当施設は利用者の家族等利用者又は扶養者が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

（要望又は苦情の申し出）

第１１条　利用者及び扶養者は、当施設の提供する短期入所療養介護サービスに対しての要望または苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、または、備え付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

○・(八女)八女市役所　介護長寿課　TEL：0943－23－1353　　住所：八女市本町 647 番地
・(筑後)筑後市役所　高齢者支援課介護保険係　TEL：0942-53-4115　住所：筑後市山ノ井 898
・(柳川/大木/広川支部)介護保険広域連合　TEL：0944-75-6301　住所：柳川市三橋町正行 431
・(久留米)久留米市役所介護保険課　TEL：0942-30-9205　住所：久留米市城南町 15 番地 3
○福岡県国民健康保険団体連合会　TEL：092－642－7800　住所：福岡市博多区吉塚本町 13-47

（賠償責任）

第１２条　短期入所療養介護サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は利用者に対して、損害を賠償するものとします。

２　利用者の責に帰すべき事由によって当施設が損害を被った場合、利用者及び扶養者は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

（利用約款に定めのない事項）

第１３条　この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者または扶養者と当施設が誠意を持って協議して定めることとします。

（付則）

この利用約款は平成 27 年 4 月 1 日より施行します。
この利用約款は令和　3 年 4 月 1 日より施行します。
この利用約款は令和　6 年 4 月 1 日より施行します。